解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年八月十六日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十一月八日

兵庫県淡路市大町畑二三五番地
特定非営利活動法人ネイチャー・アソシエイション
清算人　交告　尚史

解散公告（第三回）

当法人は、平成六年八月二日開催の評議員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十一月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十一月八日

福岡市南区野間二丁目一三番一号
清算法人筑紫丘学園
代表清算人　田中　義明

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年九月三十日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十一月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十一月八日

長崎市魚の町二番九号
特定非営利活動法人あじさい二十一
清算人　平山　信人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新潟市中央区窪田町三丁目二〇五番地、最後の住所新潟県新潟市東区大山二丁目一三番一号大山台ホーム
被相続人　亡　伊藤　サヨ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月八日

新潟市中央区山二ツ二丁目一四番三号
相続財産管理人　司法書士　関　武

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県都留市中津森四〇二番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　米山　浩

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月八日

山梨県甲府市中央一丁目一番一八号
相続財産管理人　深澤　勲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県下伊那郡天龍村長島四八四番地、最後の住所東京都板橋区二丁目三八番六号アーバン四季三〇三
被相続人　亡　寺平　源

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月八日

長野県飯田市上殿岡一九番地一四
相続財産管理人　細井　敏通

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県三島市二二九〇番地八、最後の住所静岡県三島市栄町八番一八号
被相続人　亡　日吉　濱江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月八日

事務所静岡県沼津市御幸町一七―一〇
あさひ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　長橋　良

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県稲沢市祖父江町島本一六八三番地、最後の住所愛知県稲沢市祖父江町祖父江藤枠三番地二
被相続人　亡　伊藤　伸三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月八日

愛知県名古屋市中区丸の内三丁目一七番六号ナカトウ丸の内ビル八G成田・長谷川法律事務所
相続財産管理人　弁護士　平野　徹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市阿倍野区共立通二丁目九番地、最後の住所大阪市阿倍野区共立通二丁目一番一三号
被相続人　亡　大島　和子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月八日

大阪市北区西天満六丁目七番四号大阪弁護士ビル四一一
相続財産管理人弁護士　坂東　功一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県桜井市大字粟殿二八〇番地の一、最後の住所奈良県橿原市新口町二四〇番地リバーハウス一〇三号室
被相続人　亡　中西　基仁

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月八日

奈良県北葛城郡王寺町明神二丁目八番四八号、事務所奈良県北葛城郡王寺町王寺二丁目七番一四号
相続財産管理人　司法書士　中尾　哲也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県安芸高田市向原町長田五七五番地、最後の住所広島県東広島市八本松町米満一九八番地一
被相続人　亡　増上　博保

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月八日

広島県安芸高田市向原町有留二八四一番地
相続財産管理人　木原　張登

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県久留米市安武町住吉三八三番地、最後の住所福岡県久留米市荘島町三三〇番地八エバーライフネアシティ久留米弐番館一三〇四号
被相続人　亡　木下　慶二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月八日

福岡県久留米市篠山町一七九番地三　三嶋ビル一階
相続財産管理人　谷口　賢

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県朝倉郡筑前町栗田四八五番地、最後の住所福岡市博多区美野島一丁目一一番一一号
被相続人　亡　池田　博文

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月八日

福岡市中央区赤坂一丁目一〇番二二号ベスト赤坂門ビル四階名和田法律事務所
相続財産管理人　弁護士　佐川　民

宅地建物取引業保証協会弁済業務保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第64条の11第4項の規定により次のとおり公告します。

社団法人不動産保証協会（以下「保証協会」という。）の社員である下記の者と、宅地建物の取引を行ったことにより生じた債権につき、宅地建物取引業法第64条の8第1項の規定に基づき、弁済の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内に同法施行規則第26条の5第1項に規定する認証申出書3通を保証協会に提出して下さい。なお、認証申出書の提出がないときは、下記の者に係る弁済業務保証金分担金は同人に返還されます。

平成22年11月8日

東京都千代田区紀尾井町3番30号
社団法人不動産保証協会